

令和 7 年 2 月 5 日
世田谷保健所生活保健課

世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例

1. 主旨

「刑法等の一部を改正する法律」(以下、「法」と言う。)により罰則に関する規定の整備が行われた。これを受け、区として世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する。

2. 改正内容

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、規定の整備を行う。

3. 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4. 施行予定日

令和7年6月1日(法の施行日)

5. 今後のスケジュール(予定)

令和7年2月 第1回区議会定例会(条例改正案提案)

令和7年6月 法の施行に合わせて改正条例の施行

世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区プールの経営許可等に関する条例 昭和50年 3 月28日 条例第28号	○世田谷区プールの経営許可等に関する条例 昭和50年 3 月28日 条例第28号
改正	改正
昭和52年12月 1 日 条例第48号 昭和55年 4 月 1 日 条例第61号 昭和59年 6 月20日 条例第37号 平成 4 年 6 月16日 条例第54号 平成 5 年 3 月12日 条例第21号 平成13年 3 月13日 条例第34号 平成14年 3 月13日 条例第19号 平成16年 3 月12日 条例第16号 平成17年 3 月14日 条例第11号 平成19年10月 2 日 条例第54号 平成27年 6 月26日 条例第28号 令和 5 年 9 月29日 条例第57号 <u>令和 7 年 3 月 5 日 条例第 号</u>	昭和52年12月 1 日 条例第48号 昭和55年 4 月 1 日 条例第61号 昭和59年 6 月20日 条例第37号 平成 4 年 6 月16日 条例第54号 平成 5 年 3 月12日 条例第21号 平成13年 3 月13日 条例第34号 平成14年 3 月13日 条例第19号 平成16年 3 月12日 条例第16号 平成17年 3 月14日 条例第11号 平成19年10月 2 日 条例第54号 平成27年 6 月26日 条例第28号 令和 5 年 9 月29日 条例第57号
世田谷区プールの経営許可等に関する条例	世田谷区プールの経営許可等に関する条例
略	略
(罰則)	(罰則)
第10条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100,000円以下の罰金に処する。	第10条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100,000円以下の罰金に処する。
(1) 第3条第1項の規定に違反してプールを経営した者	(1) 第3条第1項の規定に違反してプールを経営した者
(2) 第8条の規定による命令に違反した者	(2) 第8条の規定による命令に違反した者
略	略
<u>附 則</u>	
<u>(施行期日)</u>	
<u>1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。</u>	

改正後	改正前
<u>(罰則の適用に関する経過措置)</u> 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例に <u>よる。</u>	